

ラオスに YMCA を！特別委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会はラオスに YMCA を！特別委員会と称し、略称をラオス特別委員会と称する。

(目的)

第 2 条 現在ラオス人民民主共和国には YMCA が存在しないため、その足がかりとなる「YMCA 国際ホテル専門学校」の開校に向けた支援策を検討し、東西日本区が協力し、日本 YMCA 同盟との情報共有を密に行い、実現に向けた活動を行う、さらにアジア太平洋地域への啓発活動を行う。

2. 前項の目的を達成するため、具体的計画の立案と実践活動に努める。

また、計画に関連する事業委員会・常置委員会の活動との協働を図り、会員に対しては本委員会の活動の進捗状況の報告と協力理解を求める

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 16 条第 1 項に基づき特別委員会として設けられる。

(構成)

第 4 条 本委員会は、理事が任命した委員長および委員長が推薦し理事が任命した数名の委員で構成される。

2. 本委員会の開催は、委員長および委員による通常委員会と関連する事業委員会・常置委員会の委員長が参加する拡大委員会の 2 種とし、本委員会委員長により召集開催される

3. 本委員会は理事の承認を得て、小委員会を設置することができる

(任期)

第 5 条 委員長および委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない

2. 本委員会は、第 2 条の目的を達成するために活動を行い、2025-2026 年度を最後に解散する。

(役職委員)

第 6 条 本委員会は、次の役職を置く。

委員長 1 名 副委員長 1 名 書記 1 名

(役職委員の職務)

第 7 条 委員長は本委員会を統括し、委員会を代表する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときは代行する。

3. 書記は、本委員会に関する庶務事項を執り行う。

(付則)

第 8 条 この規則に定めのない事項は本委員会で協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は区役員会の承認を経ることにより、改正することができる。

2024 年 1 月 28 日制定 2024 年 1 月 28 日施行